

## 海水分析結果＜茨城県沖合＞（γ）

採取地点		採取日時	分析項目	
			Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
高戸小浜海岸沖合3km (T-A)	表層	2020/10/29 08:39	< 9.2E-01	< 1.0E+00
	底層	2020/10/29 08:40	< 9.4E-01	< 1.1E+00
久慈浜海岸沖合3km (T-B)	表層	2020/10/28 08:23	< 9.7E-01	< 1.1E+00
	底層	2020/10/28 08:26	< 6.9E-01	< 1.1E+00
大洗海岸沖合3km (T-C)	表層	2020/10/29 13:11	< 1.1E+00	< 1.2E+00
	底層	2020/10/29 13:10	< 7.9E-01	< 1.1E+00
平井海岸沖合3km (T-D)	表層	2020/10/28 13:10	< 1.0E+00	< 1.2E+00
	底層	2020/10/28 13:12	< 8.3E-01	< 1.2E+00
波崎海岸沖合3km (T-E)	表層	2020/10/27 13:28	< 1.0E+00	< 1.0E+00
	底層	2020/10/27 13:30	< 8.3E-01	< 1.1E+00
磯原海岸沖合3km (T-Z)	表層	2020/10/27 08:22	< 8.7E-01	< 1.0E+00
	底層	2020/10/27 08:21	< 9.1E-01	< 1.1E+00
告示濃度限度 <sup>※1</sup>			6.0E+01	9.0E+01

- ・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)，Cs-137(約30年)
- ・不等号（<：小なり）は，検出限界値未満（ND）を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ $0.0E\pm 0$ とは， $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1\times 10^1$ で31， $3.1E+00$ は $3.1\times 10^0$ で3.1， $3.1E-01$ は $3.1\times 10^{-1}$ で0.31と読む。

- ・分析機関：日本原子力発電（株）

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])